

○九運達第9号

自動車関係功労者表彰規程を次のとおり定める。

平成7年5月30日

九州運輸局長 田 口 弘 明

自動車関係功労者表彰規程

改正	平成10年	4月	9日	九運達第	5号
改正	平成10年	12月	11日	九運達第	15号
改正	平成14年	3月	25日	九運達第	13号
改正	平成14年	6月	25日	九運達第	4号
改正	平成15年	10月	28日	九運達第	15号
改正	平成18年	6月	22日	九運達第	27号
改正	平成27年	9月	3日	九運達第	20号

(表彰の目的)

第1条 この表彰規程は、九州運輸局管内における自動車関係事業に関し顕著な功績又は他の模範として推奨すべき業績のあったものに対し、その功績を表彰し関係業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰の範囲は、第1号に掲げる事業の事業者、その事業者の組織する団体及び第2号に掲げる団体並びにこれらの役員（第2号に掲げる団体にあつては役員に準ずる責任者を含む。以下同じ。）及び従業員とする。

- (1) 自動車関係事業（バス事業、タクシー事業、貨物運送事業、貨物運送取扱事業、自動車整備事業、自動車販売事業、自動車貸渡事業等）
- (2) 前号のほか自動車の振興発展を目的とする団体（自家用自動車協会、陸運協会、自動車標板協会、軽自動車検査協会、自動車事故対策機構、日本自動車査定協会及びこれらに準ずるもの）

(選考基準)

第3条 表彰は、原則として次の各号に掲げる基準により選考して行う。

なお、各号における期間には運輸交通及び観光関係事業における期間を通算することができるものとする。

(1) 事業者又は団体の表彰

前条に掲げる事業者又は団体で自動車関係業務に協力し、当該事業の発展に寄与し、公衆の利便を増進する等の顕著な功績又は一般の模範として推奨すべき業績があつたもの

(2) 団体役員表彰

前条に掲げる団体（県単位以上の団体又はこれに準ずる公益法人に限る。）の役員としてその団体の重要な職責を有し、功績が顕著な年齢50才以上の者であつて、次のいずれかに該当する者

(ア) 団体役員としての期間が15年以上の者（ただし、団体の長の期間については3倍に換算することができる。）

(イ) 次号に掲げる事業役員としての表彰基準に該当する者のうち、現に団体役員としての期間が5年以上の者

(3) 事業役員の表彰

前条に掲げる事業の役員（個人企業にあつては企業主）で、その業務に精励し当該事業の発展に寄与する等顕著な功績を有する年令50才以上の者であつて次のいずれかに該当する者

(ア) 事業役員としての期間が20年以上の者

(イ) 事業役員としての期間が10年以上の者であつて、従業員期間との通算期間が20年以上の者

(4) 従業員の表彰

(ア) 従業員（運転者を除く。）

前条に掲げる事業者又は団体の従業員で、その業務に精励し成績操行共に他の模範となる年令50才以上の者であつて、次のいずれかに該当する者

(a) 前条第1号に掲げる事業者の従業員として30年以上の期間引き続き勤務した者

(b) 前条に掲げる団体の従業員として20年以上の期間引き続き勤務した者

(イ) 運転者

前条第1号に掲げる事業者の事業用自動車運転者として現に25年以上の期間引き続き勤務し、勤務期間中に責任事故がなく業務に精励し、成績優秀にして他の模範として推奨するに足る年令50才以上の者

(5) 運輸交通及び観光にかかわる行政に20年以上従事した者にあつては、前各号の規定にかかわらず、第2号及び第3号については役員としての期間が5年以上、第4号については従業員としての期間が8年以上の者

(6) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するもの

(ア) 危険を顧みず身をていして職責を尽くしたもの

(イ) 有益な発明改良又は研究を完成して運輸業務に貢献したもの

(ウ) その他特に一般の模範として推奨すべき善行のあったもの

(年令及び期間の計算)

第4条 年令及び期間は、9月末日をもって計算する。

2. 1月に満たない端数は1月とする。

(表彰の原則)

第5条 表彰は、運輸支局長が適当であるとして上申した者の中から行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、運輸局長が彰状を授与して行う。

2. 彰状の様式は、国土交通省表彰規則実施要領（平成13年6月13日国官人第67

3号)第8に定める様式による。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年10月上旬に行う。ただし、第3条第6号については随時とする。

(表彰の手続き等)

第8条 運輸支局長又は第2条に掲げる団体の長は、表彰に該当するものがあると認めるときは、次の各号に掲げる書類(各1部)を添えて、毎年7月末日までに運輸局長に推薦するものとする。ただし、第3条第6号に該当するものについては随時とし、次の第1号から第3号に掲げる書類(各1部)を添付するものとする。

- (1) 候補者名簿(第1号様式)
- (2) 功績調書(第2号様式)
- (3) 履歴書(第3号様式)
- (4) 身元証明書
- (5) 無事故・無違反証明書又は運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)
- (6) 運転者にあつては勤務期間中に責任事故がないことを証する書面

(審査会)

第9条 表彰については、審査の慎重、公正かつ適切を期するため、運輸局に自動車関係功労者表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、委員及び幹事で組織し、次に掲げる職員をもって充てる。

会長 運輸局長

委員 次長、総務部長、観光部長、交通政策部長、鉄道部長、

自動車交通部長、自動車技術安全部長

幹 事 総務課長、人事課長、会計課長、旅客第一課長、旅客第二課長、
貨物課長、管理課長、整備課長

附 則

- 1 この規程は平成7年4月1日から適用する。
- 2 陸運及び観光関係功労者表彰規程（昭和59年10月1日 福陸達第20号）は、廃止する。

附 則（平成10年4月9日 九運達第5号）

この達は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成10年12月11日 九運達第15号）

この達は、平成10年12月11日から施行する。

附 則（平成14年3月25日 九運達第13号）

この達は、平成14年3月25日から施行する。

附 則（平成14年6月25日 九運達第4号）

この達は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年10月28日 九運達第15号）

この達は、平成15年10月28日から施行する。

附 則（平成18年6月22日 九運達第27号）

この達は、平成18年7月1日から施行する。

但し、第9条第2項委員中「次長」は、平成18年8月28日から施行する。

この達は、平成27年9月3日から施行する。

附 則（平成27年9月3日 九運達第20号）